

令和3年12月10日

投信協規則案	考え方
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）が金融サービス仲介業者を通じて受益証券（振替投資信託受益証券を含む。以下同じ）の募集又は私募の取扱いを行うにあたり遵守すべき事項等を定め、金融サービス仲介業者を介した取引の適正化を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。</p>	<p>第1条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 『金融サービス仲介業者を通じた受益証券の募集又は私募の取扱いに関する規則』に関する考え方（以下「規則の考え方」という。）は、規則の運用等に当たっての留意事項を示すものである。</li> </ul>
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 金融サービス仲介業者 金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者をいう。</p> <p>2 有価証券等仲介業務 金サ法第11条第4項に規定する有価証券等仲介業務（同項第4号に規定する行為に係る業務を除く。）をいう。</p>	<p>第2条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● この規則の考え方において使用する用語の定義は、この規則の考え方で特に定めるほか、規則に定めるところによる。</li> </ul>
<p>(金融サービス仲介業者の内部管理体制の確認等)</p> <p><b>第3条</b> 正会員は、金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を締結するときは、金融サービス仲介業者を通じた受益証券の適切な募集又は私募に資するため、当該金融サービス仲介業者において、金サ法その他の法令諸規則等を適切に遵守するための内部管理体制が整備されていることを確認しなければならない。</p>	<p>第3条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 正会員が確認すべき事項として、例えば、以下の事項が考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 金サ法第12条に規定する登録を受けた者であること。</li> <li>2 金サ法第40条の規定による認定を受けた認定金融サービス仲介業協会に加入し、当該協会の有価証券等仲</li> </ol> </li> </ul>

	<p>介業務に係る自主規制に服していること。なお、加入していない金融サービス仲介業者にあつては、当該協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則を整備していること。</p> <p>3 投資勧誘及び顧客管理体制について、金融サービス仲介業者が取り扱う商品・サービスの内容又は特性に応じて、適切な組織体制、管理責任者等の配置及び社内規則等が整備されていること。</p> <p>4 顧客に関する情報及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（以下「仲介業者等府令」という。）第118条第3号に規定する法人関係情報について、適切な管理体制及び社内規則等が整備されていること。</p> <p>5 広告等について、適切な審査体制が整備されていること。</p>
<p>2 正会員は、有価証券等仲介業務に係る契約を締結した金融サービス仲介業者との間で必要な情報を適時適切に共有するための協力関係を構築するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券等仲介業務について、窓口となる担当部署及び連絡先等をあらかじめ両者において共有する、業務の状況について定期的に相互に報告を行う、必要に応じてミーティングを開催することなどが考えられる。</li> </ul>
<p><b>（有価証券等仲介業務に係る契約の締結等）</b>  <b>第4条</b> 正会員は、金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を締結するときは、正会員における有価証券市場に対する責任及び金融商品取引法その他の法令諸規則等を遵守する責任を果たす観点から、当該契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p>	<p>第4条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約の締結にあたっては、金融サービス仲介業者は特定の金融機関への所属を求められておらず、通常は正会員と対等な関係となること、正会員と金融サービス仲介業者では適用される法令諸規則等が異なることを踏まえ、</li> </ul>

<p>ただし、金融サービス仲介業者が取り扱う商品・サービスの内容又は特性に鑑み、契約を締結する必要がないことが明らかな事項についてはこの限りでない。</p>	<p>両者においてそれぞれが担うべき役割及びその責任の範囲について明確にし、契約書においてあらかじめ合意することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 状況により対応が異なることが想定される事項については、契約書において一律に規定せずに、別に定める方法等により合意する旨を契約書に記す方法も考えられる。</li> </ul>
<p>1 顧客に対する書面の交付、説明等に係る役割分担及び責務に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約締結前交付書面、契約締結時等交付書面、目論見書その他の法令諸規則等において顧客への交付、説明又は顧客からの受入れが義務付けられている書面の交付、説明及び受入れ（以下「書面の交付等」という。）を行う者並びに書面の交付等の記録及びその記録の連携について、あらかじめ合意することが考えられる。</li> <li>● 書面の交付等を電磁的方法で行う場合の当該方法の種類、顧客からの承諾又は同意取得の方法、その他手続きに関する事項について、あらかじめ合意することが考えられる。</li> <li>● 書面の交付等に関し、有価証券の種類等に応じて分担する役割が異なることは妨げられないが、その場合は有価証券の種類等毎に分担すべき役割を契約書に明記する、又は別途個別に役割を取り決めることについて、あらかじめ合意することが考えられる。</li> </ul>
<p>2 顧客に関する情報の提供及び管理に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資勧誘及び顧客管理に必要な顧客に関する情報を特</li> </ul>

	<p>定し、正会員又は金融サービス仲介業者が当該情報を取得した場合に速やかに契約の相手方（注）に情報を提供することについてあらかじめ合意することが考えられる。また、当該情報の共有や管理の方法等について、あらかじめ合意することが考えられる。</p> <p>（注：「契約の相手方」とは、正会員にとっては金融サービス仲介業者を指し、金融サービス仲介業者にとっては会員を指す。以下同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客に係る個人情報については、個人情報保護法に照らして、委託、共同利用、第三者提供のいずれの方法により授受するかをあらかじめ合意し、その内容に応じて顧客への通知や公表を行うことが考えられる。</li> <li>● 顧客に係る個人情報の漏洩が発生した場合の契約の相手方への報告及び対応等についてあらかじめ合意することが考えられる。</li> <li>● 契約の相手方から提供された顧客に関する情報の管理に係る第三者への委託の可否についてあらかじめ合意することが考えられる。</li> </ul>
<p>3 法令等違反行為及び事故への対応に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券等仲介業務に関して法令等若しくは契約違反行為が発生した場合、又は金融商品取引業等に関する内閣府令第 108 条第 10 項に規定する事故処理又は仲介業者等府令第 107 条第 1 項 3 号に規定する事故処理を行うこととなる場合には、直ちに必要な情報を契約の相手</li> </ul>

	方と共有するとともに、顧客対応等に協力することについてあらかじめ合意することが考えられる。
4 不公正取引の防止に係る役割分担及び協力に関する事項	
5 顧客との紛争の対応に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客からの苦情及び相談について、事案の内容に応じて契約の相手方に情報を共有し、相互に協力しながら解決を図ることについてあらかじめ合意することが考えられる。</li> <li>● 顧客からの苦情又は相談が契約の相手方に関するものであった場合、必要に応じて当該相手方から報告を受けること又は資料を徴求することができることをあらかじめ合意することが考えられる。</li> </ul>
6 犯罪による収益の移転防止等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融サービス仲介業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項に規定する特定事業者ではないが、正会員がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止を適切に履行する観点から、金融サービス仲介業者が「疑わしい取引の届出」に該当する情報を取得した場合、直ちに正会員に報告することについてあらかじめ合意することが考えられる。</li> <li>● 正会員が、「疑わしい取引の届出」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に基づく反社会的勢力に関する情報収集を行うためその他正会員が法令等を適切に</li> </ul>

	<p>遵守するため、顧客に関する情報（不芳情報など）を金融サービス仲介業者に照会することができることについてあらかじめ合意することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融サービス仲介業者が口座開設の案内、取引の媒介等を行った顧客について、正会員の判断により口座開設又は取引を断る場合があることについてあらかじめ合意することが考えられる。</li> </ul>
7 広告に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広告において、契約の相手方の商号や業務内容等に関する記載を行う場合の許諾方法及び審査方法について、あらかじめ合意することが考えられる。</li> <li>● 広告において虚偽表示又は誤解を生ぜしめるべき表示が発覚した場合、直ちに必要な情報を契約の相手方と共有すること及び相互に協力して顧客対応を行うことについてあらかじめ合意することが考えられる。</li> </ul>
8 契約の見直し、更新に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融サービス仲介業者が取り扱う金融商品・サービスの内容又は特性が当初の契約後に変更される場合に契約内容の見直しを行うことについてあらかじめ合意することが考えられる。</li> <li>● 契約内容に反する行為又は法令諸規則等に違反する行為を行い、かつ是正がなされない場合は、契約を更新しない又は解除することができることについてあらかじめ合意することが考えられる。</li> </ul>
9 委託事項の履行状況等の確認に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 正会員が、金融サービス仲介業者に委託した業務に係る</li> </ul>

	<p>内部管理体制及び履行状況等の確認に関し、当該金融サービス仲介業者の協力を得られること及びその方法等についてあらかじめ合意することが考えられる。</p>
<p>10 その他、正会員が必要と認める事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1号から第9号に掲げる事項の他、正会員が果たすべき有価証券市場に対する責任及び金商法その他の法令諸規則等を遵守する責任を果たす観点から、必要と考えられる事項があれば、あらかじめ合意することが考えられる。</li> </ul>
<p>(顧客カード等の適切な活用)  <b>第5条</b> 正会員は、金融サービス仲介業者に顧客への勧誘を委託する場合は、顧客カード（受益証券等の直接募集等に関する規則第6条に規定する顧客カードをいう。以下同じ。）の内容のうち、当該金融サービス仲介業者が投資勧誘及び顧客管理を適切に行うために必要と考えられる情報を提供しなければならない。</p>	<p>第5条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融サービス仲介業者に顧客への勧誘を委託する場合、正会員の顧客カード等の内容が、金融サービス仲介業者が保有する情報に適切に反映されないときは、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保することが困難となるため、あらかじめ情報を提供した上で、顧客カード等の内容に変更がある場合には速やかに変更後の情報を提供する必要があると考えられる。</li> <li>● 金融サービス仲介業者においても、金サ法その他の法令諸規則等に基づき顧客属性等に則した適正な勧誘の履行が求められていることから、正会員が提供する情報の範囲については、第4条第2号の規定を踏まえ、あらかじめ契約の相手方と協議することが考えられる。</li> <li>● 正会員における勧誘開始基準、取引開始基準について、金融サービス仲介業者との間で認識を共有することが</li> </ul>

<p>2 正会員は、金融サービス仲介業者から第4条に規定する契約に基づき顧客に関する情報の提供を受けたときは、必要に応じ自社の顧客カードの内容を更新しなければならない。</p>	<p>考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客の申出等により、顧客の資産・収入の状況又は投資目的が変化したことを把握した場合には、それ以降の投資勧誘に際して顧客カード等の登録内容の変更を行うか否かを顧客に確認（金融サービス仲介業者による確認を含む。）するなどした上で変更を行う必要があることに留意する必要があると考えられる。</li> </ul>
<p><b>（役割分担に基づく義務の履行）</b>  <b>第6条</b> 正会員は、第4条に規定する契約において取り決めた役割分担に従い、自己が保有する顧客に関する情報に基づき、顧客に対する書面の交付、説明等及び不公正取引の防止に係る義務を履行するものとする。</p>	<p>第6条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金商法その他の法令諸規則等で規定する顧客属性に応じた書面の説明等について、あらかじめ取り決めた役割分担及び正会員が保有する情報に基づき行うことが考えられる。</li> </ul>
<p><b>（委託事項の履行状況等の確認）</b>  <b>第7条</b> 正会員は、金融サービス仲介業者に委託した業務に係る内部管理体制及び履行状況等について、適宜又は定期的に確認を行わなければならない。</p>	<p>第7条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部管理体制については、第3条において確認した金融サービス仲介業者の内部管理体制の維持について確認することが考えられる。</li> <li>● 第4条第9号において取り決めた内容に基づき、正会員からのヒアリングの実施、質問状や報告書の交換等を行うことが考えられる。</li> </ul>
<p><b>（禁止行為）</b>  <b>第8条</b> 正会員は、金融サービス仲介業者に対し、金サ法の規定により金融サービス仲介業者が取り扱うことができない受益証券について、有価証券等仲介業務に類する行為その他顧客への勧誘行為を求めてはならない。</p>	<p>第8条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本条で規定する事項は、あくまでも正会員の禁止行為であり、金融サービス仲介業者の禁止行為ではないことに留意する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券等仲介業務に類する行為その他顧客への勧誘行為としては、例えば金融サービス仲介業者に対し、取り扱うことができない受益証券の募集又は私募の取扱い媒介等を求めること、顧客への勧誘行為（ウェブコンテンツ・チラシ・パンフレットを用いた商品案内その他の推奨行為を含む。）を依頼したうえで、顧客が正会員と直接当該受益証券の募集又は私募の取扱いを行うなどの行為が考えられ、このような金サ法の潜脱となるような行為が金融サービス仲介業者において生じないように留意する必要があると考えられる。</li> <li>● 金融サービス仲介業者は、金サ法の規定により取り扱うことができる商品の範囲が限定されていることから、範囲外の商品の取引を顧客が希望する場合の対応についても検討することが考えられる。</li> </ul>
<p>(報告)</p> <p><b>第 9 条</b> 正会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の方法によりその内容を本協会に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約の締結を行った場合</li> <li>2 金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を解除した場合</li> <li>3 有価証券等仲介業務に係る契約を締結している金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名が変更された場合</li> <li>4 前各号に掲げる場合のほか本協会が必要と認める場合</li> </ol>	

(規則の考え方)

**第 10 条** 本会は、正会員におけるこの規則の運用等に関する事項について「『金融サービス仲介業者を通じた受益証券の募集又は私募の取扱いに関する規則』に関する考え方」において定めるものとする。